

## 跡地利活用の原則(縣市検討での合意事項)

- ①一体的な利活用
- ②県・市双方の発展に資すること
- ③長期的視点で検討

## 検討項目

項目	これまでの主な意見
①利活用の方向性 ・導入機能・用途候補の選定 ・場外馬券所の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利活用の決定打が生まれれば、土地整理の具体論も出てくる。具体的な用途のアイデアについての実現可能性を詰めてみるのがテーマでは</li> <li>○市民利用の視点も踏まえた、市民を巻き込んだ検討が重要。市民の意見を聞く仕組みや跡地を訪れる機会づくりが必要。</li> <li>○県民・市民が育て上げた群馬交響楽団の拠点性は、文化的経済学の点から失ってはいけない視点。また、運営経費の赤字は文化行政費として飲み込めるという視点も必要。</li> <li>○競馬場跡地を何にするか以前に、県・市として全国にアピールすべき強いテーマ設定が必要。</li> <li>○将来、場外馬券発売所の必要性の低下も予想されるため、将来に向けた布石を打つことも必要。</li> <li>○JRA・NRSへの貸付もひとつの土地の利用方法であるが、より良い利用方法の検討は必要。</li> </ul>
②土地整理の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○用途検討の前に土地整理(公有地化)の議論を先行すべき。</li> <li>○土地整理手法は、法手続上全員の合意が必要な手法は困難。現実的に実施可能な手法を検討・整理すべき。</li> <li>○利用可能な土地が特定できない状況で利用計画を策定するのは、手順として疑問。可能な限り土地の整理を進めていく必要。</li> <li>○土地整理は、モデル的手法ではなく組合化など高崎方式を検討すべき</li> <li>○民有地取得にJRA等からの土地賃貸収入を充当し、可能なところから取得して行かざるを得ないのではないか。</li> <li>○民有地の組織化は不可避の問題。組織化には、有限責任事業組合(LLP)がメリットがあるようなので、地権者の意向調査等を始めて欲しい。</li> </ul>